

平成 22 年度千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：平成 22 年 7 月 27 日（火） 午前 9 時～

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 8 階 87 会議室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（会長）、河合謹爾委員（副会長）、善積康夫委員

（2）事務局

（経済農政局事務局）

渡部経済農政局長、皆川経済部長、橘経済企画課長、鈴木係長、平岡主事

4 議題：

（1）会長及び副会長の選出について

（2）会議の公開について

（3）部会の設置について

（4）臨時委員の任期について

5 議事の概要：

（1）会長及び副会長の選出について

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例（平成 22 年千葉市条例第 7 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選により、大原委員を会長に、河合委員を副会長に選出した。

（2）会議の公開について

原則として公開とするが、募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は、非公開の取扱いと決定した。

（3）部会の設置について

本委員会のもとに、産業部会、農政部会、観光部会の 3 つの部会を置くこと、また、部会の議決をもって委員会の議決とすることを決定した。

（4）臨時委員の任期について

臨時委員の任期についても、委員と同じく 2 年と決定した。

6 会議経過：

【経済企画課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成 22 年度千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会を開催させていただきます。本日は、お忙し

い中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

私、千葉市経済農政局経済企画課長の橘と申します。この委員会の会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、経済農政局長の渡部からごあいさつを申し上げます。

【経済農政局長】 経済農政局長の渡部でございます。改めまして、おはようございます。

このたび、経済農政局所管の公の施設の指定管理者選定評価委員会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日、非常にお暑い中、また、お忙しい中、ご出席を賜りまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

後ほど事務局のほうから詳しくご説明申し上げますが、当経済農政局所管の公の施設は、勤労市民プラザと申すものが3カ所、それから、農政関係で、ふるさと農園が1カ所、そして、経済部の関係で、千葉ポートタワーとユースホステルとキャンプ場、これらがございます。

これらの施設に指定管理者制度を平成18年度に導入いたしまして、はや5年が経過することとなるわけでございます。平成23年度からの新たな指定管理者の選定に向けまして、本日から作業が始まっていくわけでございます。

ご承知のとおり、公の施設につきましては、施設の効率的な管理運営と利用料金制に基づく収入の確保が大きな命題となるわけでございますが、民間事業者のノウハウを活用し、利用者ニーズに合致し、住民満足度が高まり、施設稼働率の向上が図れるような管理運営を目指してまいりたいと考えております。

指定管理者の公募に当たりましては、できるだけ多くの民間事業者の応募が得られることが肝要でございます。それぞれの施設の特性に応じ、その効用を最大限に発揮できる事業者が選定されるよう望んでいるところでございます。委員の皆様には、本日より、指定管理者の選定に至るまでの間、それぞれ、ご専門の立場からのご意見をちょうだいするなど、お手数をおかけすることとなりますが、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

【経済企画課長】 本日は、千葉市経済農政局経済部長の皆川も出席しておりますので、ご紹介申し上げます。

【経済部長】 経済部長の皆川です。よろしくお願いいたします。

【経済企画課長】 では、まず、委員の皆様の委嘱状ですが、お手元に資料とともにお配りさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、委員の皆様の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、手前の善積さんのほうから順番にお願いしたいと思います。

【委 員】 千葉大学の大学院に勤めております善積と申します。財務会計を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

【委 員】 千葉市の裁判所の近くで法律事務所をやっています弁護士の大原と申します。弁護士は一人です。

今回、この選定評価委員をやってもよろしいと手を挙げたところ決まってしまったということですが、正直申しまして、余暇の効用というか、暇つぶしでやろうかなと思ったところ、何か資料とかたくさんいただいて、おい、ちょっと違うんではないかというような気もしないではないんですけれども、一たん引き受けた以上、逃げ出すこともできませんので、ご迷惑をかけないように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

【委員】 おはようございます。公認会計士協会千葉会から推薦を受けました公認会計士の河合と申します。公認会計士になってから、もう30年近くになるんですが、今まで企業の内部で実務的なことをいろいろやらせていただいていますので、何とか皆さんの足を引っ張らないように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【経済企画課長】 ありがとうございます。

次に、会議の成立についてですが、委員3名様、ご出席をいただいておりますので、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、会次第に従いまして議題に移らせていただきます。

まず、議題(1)の会長及び副会長の選出についてですが、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」第9条に基づき、委員さんの中から、会長・副会長を互選で選んでいただきたいと思います。どなたかお願いできますでしょうか。

【委員】 初対面ということでして、少し気が引けるところなんですけれども、私から提案させていただければと思います。

実は、私は、都市局の選定評価委員も務めることになりましたので、他の委員さんをお願いできたらと思います。

そこで、本委員会の会長は大原委員さんに、副会長は河合委員さんがよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【経済企画課長】 ただいま、善積委員さんから、大原委員さんに会長を、河合委員さんに副会長をというご提案がございましたが、いかがでしょうか。

【委員】 大原としては、そういうふうにおっしゃっていただけるのであれば務めさせていただきたいと思います。

【経済企画課長】 ありがとうございます。

【委員】 そうご推薦いただくならば、務めさせていただきます。よろしくお願いします。

【経済企画課長】 ありがとうございます。

それでは、大原委員さんに会長、河合委員さんに副会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行は、会長であります大原委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】 では、座ったままということで勘弁してもらいます。

次第というのがあらかじめ配られておりますけれども、(1)が終わったということで、次に会議の公開についてということですが、事務局よりご説明いただけますか。

【事務局】 はい、では、ご説明いたします。

本来、選定評価委員会は、千葉市の附属機関であるため、千葉市情報公開条例第 25 条により、公開となりますが、公募により指定管理予定候補者を募集する委員会において、募集条件や審査基準、また配点等を説明する際、公開といたしまして、詳細な配点等が明らかになりますと、高い配点部分に重点を置いた提案等の作為がなされ、審査の本質が損なわれるおそれがあります。よって、より適正な選定を実施するために、募集条件や審査基準等の説明を行う際は、非公開にしたいと思います。

また、選定の際の委員会も、審議過程におきまして、法人等の不開示情報等を取り扱う可能性があるため、非公開としたいと考えております。

また、その他の議題についても、会議の全部または一部を非公開とする必要が生じた際には、会議の中で決定をしたいと思います。

今、説明させていただきました 2 点につきましては、経済農政局指定管理者選定評価委員会に部会を設置した場合にも準用したいと考えております。

以上でございます。

【会 長】 ありがとうございました。

今の説明について、ご質問等ございますか。

（「ありません」の声あり）

【委 員】 では、その説明を受けてですけれども、資料 2 の非公開部分、これが 1 条ただし書きに集約されるという理解でよろしいですか。

【事務局】 はい。

【委 員】 ただし書き、確認させてもらいます。「公募の方法により指定管理予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は、非公開とする」と。それで、先ほど言われた非公開の趣旨というか目的、これでカバーされるということによろしいんですね。

【事務局】 はい。

【委 員】 くだらない質問かもしれませんが、もし、これがこのとおりの文言になるとすれば、この委員会の役割であるところの、諮問を受けて候補者の選定を審議するというのは、すべてただし書きに当てはまってくることになるのではないですか。

【事務局】 業者の選定に関しての審議会は非公開となると考えております。

【委 員】 だから、こちらは、選定のための審議をやるわけですね。

【事務局】 はい。

【委 員】 ですから、この委員会というのは、本質的にただし書きに該当するから非公開という理解でよろしいんですか。

【事務局】 はい。個人、会社等の情報とか、募集条件の細かい配点方法が外部に流れて、それが……。

【委 員】 趣旨はわかります。

ですから、諮問を受けて答申するというのが、業者の選定をこの委員会がやり、この委員会の置かれている本来的な立場・役割だと思うんですけども、そのメイン部分については、ただし書きに該当するので非公開になるという理解でよろしいですか。

【事務局】 はい、そのとおりでございます。

【委員】 わかりました。

【経済農政局長】 補足いたしますと、情報公開条例の25条の原則の部分は、この委員会自体が、条例設置の附属機関ということでございます。附属機関もいろいろございます。当委員会のように、市長の諮問に応じ答申をいただく委員会はほかにもいろいろございますので、公開条例の原則論は、附属機関としては、その会議は公開だよという原則をうたっております。ただ、この選定評価委員会の性格上、先ほど会長がおっしゃられたように、市長の諮問に応じ指定管理者を選定するということが中心的な役割でございますので、その部分に該当するところは非公開ということにさせていただくという趣旨でございます。

【会長】 よくわかりました。

それで、一応質問をさせていただいた上で、さらに質問等はないということで、ただいま説明いただいたとおり、資料2にありますところの公開及び議事録の作成等については、異議がないということで、先に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、(3)の部会の設置について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 はい、説明させていただきます。

先ほど、局長のあいさつの中にもありましたが、経済農政局指定管理者選定評価委員会におきまして審議していただく対象施設としまして、ポートタワー、ふるさと農園、勤労市民プラザなど、目的が異なり、専門性が大きく異なる施設が入っております。そのため、それぞれ、観光部会、産業部会、農政部会を設置し、各分野に専門的な知識を持つ臨時委員を配置し、専門的な意見を聞いた上で、より適切な審議を進めたいと考えております。そのため、部会を設置したいと考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今の説明について、質問等ございますでしょうか。

では、質問もないということで、今いただいた説明どおり部会を設置するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、異議ないということで、そのように決定させていただきます。

続きまして、議題(4)の臨時委員の任期について、事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】 はい、説明いたします。資料の4をごらんください。表にありますとおり、それぞれ、観光、産業、農政の部会において、専門的な知識を有する臨時委員を置き、任期につきましては、常任委員の任期を超えることはできないとなっておりますので、常任委員の任期と同様、本日より2年間としたいと考えております。

以上です。

【会長】 今の事務局の臨時委員の任期の案について、各委員の方、何かご意見ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、ご異議がないようですので、このとおりといたします。

ほかに事務局より何かございますか。

【事務局】 はい、では、議事録について説明させていただきます。

本日の議事録につきましては、でき上がりましたら、各委員さんに送付いたしますので、内容のご確認をお願いいたします。確認していただいた上、会長さんの署名によって議事録を確定したいと考えております。また、その後、議事録については、概略版をホームページのほうに掲載いたします。

以上です。

【会 長】 その作業ですけれども、具体的に、署名するというのは、どの場で、いつという形になりますか。

【事務局】 議事録の作成が遅くても1カ月以内にはできる予定ですので、郵送なり、または、場合によっては、持参なりをさせていただきますして、そこに先生の署名をいただければと考えております。

【会 長】 はい、わかりました。

それで、シナリオでは、これで当委員会は親会としては終了となっているのですが、この場をかりて、せっかく事務局がいらっしゃるので、二、三お尋ねして、私が引き受けているこの委員会の性質というか、勘違いしていないかどうかのチェックを受けたいと思うんですけれども、よろしいですか。

【事務局】 はい。

【委 員】 この管理委託する施設なんですけれども、条例で規定されているのは、千葉市が抱えているのは幾つあるんですか。

【事務局】 千葉市全体の数は把握しておりませんで、後ほどご連絡するということでもよろしいでしょうか。

【委 員】 一本一本、これ18年ですから、条例化しているわけですよね、設置というのは。

【経済農政局長】 多分、17年から指定管理者制度を導入して、17年に数件です。それから、18年にほとんどの施設に導入したんですが、おそらく100施設は超えていると思います、ちょっと正確な数字はつかんでおりませんが。それぞれ、個々の施設ごとに設置管理条例を設けております。

【委 員】 100を超えるぐらいの数。

【経済農政局長】 はい。

【委 員】 ついでに聞きたいのですけれども、その施設は、委託期間というか、指定期間、契約期間は大体どのくらいですか。

【経済農政局長】 原則5年です。

【委 員】 きょう部会でやる予定のは3年を予定されていませんか。

【事務局】 はい。

【委 員】 3年というのはレアなほうですか。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 基準は大体5年ですか。

【経済農政局長】 はい。ものによって、スケート場など7年というのもございます

が、基本は指定管理期間は5年ということです。

【委員】 というと、この委員会が選定しますよね。5年の施設選定作業が終わる。その施設については、もう5年間は何もすることがない、出番がないという理解でよろしいんですか。

【事務局】 評価については、毎年やっていただきます。

【委員】 そこで、評価の諮問というものもあるらしいんですけども、評価というのは、具体的にどういうイメージで受けとめればいいんですか。毎年ですか。

【事務局】 毎年です。

【委員】 毎年、委員会を開いて評価を下すということですか。

【事務局】 はい。

【委員】 例えば、来年度の4月1日からスタートした事業がありますね。

【事務局】 はい。

【委員】 で、どの時点で評価をするんですか。

【事務局】 この委員会において評価していただきますのは、来年度の4月1日から新たに委託というか、選定された業者が、実際に運営していただいたものに対して、翌年から評価をしていただきます。

【経済部長】 1年置きですね。

【委員】 23年4月1日から24年3月31日までの事業について評価をいつするんですか。

【事務局】 その翌年度になります。

【委員】 4月、5月、6月というイメージいくと、それは翌年度のいつごろにあるんですか。

【事務局】 それについては、まだ具体的にいつごろというのは決まっていないんですけども、モニタリング等をして、また、前年度までの実績等を業者のほうでしっかり確定したものとかを資料として評価をしていただきますので、4月にすぐできるかどうかという無理だと思います。

【経済企画課長】 おそらく、6月か7月ぐらいになるんじゃないかという想定はしております。

【委員】 それは、委託期間中、毎年ということなんですね。はい、わかりました。

最後にもう1点だけ。この委員会設置の流れというか、まず、平成15年9月ですか、地方自治法の改正によって指定管理者制度というのが導入された。それで、当市もそれに沿っての指定管理者というものを受け入れるための条例等を制定した。このたび、ことし3月に条例をつくって、選定方法について、委員会を設置するとなったという流れ、という理解でよろしいですか。

【事務局】 そうですね。

【委員】 そこで質問なんですけれども、この指定管理者制度を受け入れて、こういう委員会がことしできるまでの間の選定とか運営実態はどうだったんですか。

【経済農政局長】 この条例ができる前、いわゆる前回の選定の作業でございますけれども、当時から、公の施設の設置管理条例は個々の施設ごとにあったわけございま

す。その指定管理者制度を導入するに当たり、基本的には市の内部に選定委員会を設けまして、そこで指定管理者の選定を行ったわけでございます。今回、こういう選定評価委員会の基本条例を立ち上げたいきさつといたしましては、指定管理者の選定の透明性、選定の公正性をより高めるという視点から、外部の有識者、あるいは学識経験を有する方のご意見を伺いながら、よりよい事業者を選定していこうという趣旨で、こういう条例を制定したわけでございます。したがって、この条例に基づいて外部の委員さんが入った形での指定管理者の選定委員会というのは、今年度からが初めてということになるわけです。

【委 員】 よくわかりました。今年度からが初めてで、先ほど言った、幾つものそういう委託施設があるんだということで、最後に私なりにまとめると、こういう理解でよろしいですか。

条例で、委員会、親会という理解ですか。各部局が、教育委員会も含めて親会みたいなものが6つあるのですか。その選評委員会のもとに部会で総計100を超える施設の選定、あるいは次の評価というのをこなしていくという仕組み、システムになっているという理解でよろしいですか。

【経済農政局長】 そうでございます。

【委 員】 はい、わかりました。

【経済農政局長】 ちょっと補足いたしますと、個々の施設の設置管理条例は100を超えるんですが、実際、当局の所管の勤労市民プラザのように、3つの施設で1つの業者を選定しようという、ある程度グルーピングをして指定管理者を選定しようというものもございます。

【委 員】 わかりました。では、もし後でわかれば、条例化されて、条例単位で選定、幾つもの事業が複合で1つの条例になっているということもあると思いますので、部会数の数を知りたいとか、幾つあるのかということ参考までに知っておきたいと思いますので、条例の数で言ってください。ちなみに、当会、うちの会では4つということですか。

【経済農政局長】 部会は3つ。

【委 員】 3つでよろしいんですね。

【経済農政局長】 はい。

【会 長】 それで、私の親会のレベルでお尋ねしておきたいところはそれだけですので、親会終了、続いて第1回千葉市経済農政局指導管理者選定委員会産業部会を開催しますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【経済企画課長】 それでは、臨時委員さんに入っていただきますので、少々お待ちください。

— 了 —